



PTA規約

(2025年3月改定版)

調布市立若葉小学校PTA

東京都調布市若葉町 3-17-5



Vol.1.0.009

第1章 名称及び事務所

(名称及び事務所)

第1条 本会は、調布市若葉小学校 PTA（通称「わかばっこ」とし、以下「本会」という。）と称し、事務所を若葉小学校（以下「学校」又は「本校」という。）内におきます。

第2章 目的

(目的)

第2条 本会は次の事項を目的とします。

- 1 家庭、学校及び社会における児童の福祉を増進する。
- 2 児童の幸福と心身の発達のため、保護者と教職員とが協力する。
- 3 会員相互の親睦をはかり、公立学校教育に対する理解を深める。
- 4 児童の教育環境をよりよいものとする。
- 5 家庭生活及び社会生活の改善をはかり、学校・家庭・地域が連携して児童の教育に携わる。

第3章 事業

(事業)

第3条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とします。

② 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行います。

- 1 子どもの安全・安心に関する事業
- 2 学校活動に協力する事業
- 3 会員の親睦を深めるための事業
- 4 イベント事業
- 5 役員選出事業
- 6 同好会に関する事業
- 7 その他、本会の目的と方針に沿う事業

第4章 方針

(方針)

第4条 本会は次の方針に従って活動します。

- 1 活動は会員の自主性を尊重し、会員の任意より実施する
- 2 本会と学校は、相互に干渉することなく尊重しあうものとする
- 3 学校における問題について協議をするが、学校の管理や教職員の人事には干渉しない
- 4 子どもの安全と教育環境を良好にするために、学校並びに関係機関と協力する

所定の方法により退会手続きをとらなければなりません。ただし、卒業等により本校に在籍する子どもがいなくなった場合は、退会手続きをしない場合でも、自動的に退会となります。なお、教職員である会員は、学校長に退会の意思を示すことで退会できます。

- ② 前項に関わらず、所定の手続きをすることが困難であると認められる場合は、本会の役員がその方の退会の意思を確認することで、退会の手続きをすることができます。

（会員としての基本原則）

第9条 会員は本会の目的並びに方針を理解し、その趣旨に沿った行動をとることが求められます。趣旨から逸脱した行動又は発言などが見受けられた場合は、会長から改善を要望することができます。

（わかばポイントの取り扱い）

第10条 わかばポイント制度は、本規約の施行により廃止します。本会の活動に参加された会員に対する新規のポイント付与は行いません。

第7章 総会

（総会の定義）

第11条 総会はPTAの全会員で組織する、本会の最高議決機関とします。

- ② 総会は定時総会と臨時総会があり、会長が招集します。
- ③ 総会の議長はその都度会員の中から決定します。
- ④ 総会の開催方法は会場に集合する「出席総会」と書面により審議並びに議決を行う「書面総会」の2種類があります。開催方法はその都度役員会で決定します。

（定時総会）

第12条 定時総会は毎年4月に開催され、開催の5日前までに会長が会員の招集を行い、定時総会の議決事項を事前に周知します。

- ② 定時総会では次の項目について審議し、承認します。
- 1 前年度の事業報告
 - 2 前年度の決算報告
 - 3 会計監査人からの会計監査報告
 - 4 今年度の事業計画
 - 5 今年度の予算
 - 6 今年度の役員及び会計監査人の選任
 - 7 規約の改定
 - 8 会費の上限額の改定
 - 9 その他本会の運営に関する重要事項

（臨時総会）

第13条 臨時総会は、臨時的に重要事項の審議並びに承認が必要な場合であって、役員会からの発議に基づき運営委員会の過半数の賛成があったとき、または会員の3分の1以上が臨時総会の開催を求めたときに開催されます。

（総会による採決）

第14条 定時総会並びに臨時総会による採決は、別に定める場合を除き、会員（委任状による参加者も含む。）の5分の1以上が参加し、参加者（委任状による参加者も含む。）の過半数の賛成があったときに可決されます。

- ② 議長は総会における審議と採決の議事進行を行います。また、採決に際して賛成と反対が同数の場合は、議長の意見により採決が行われます。

第8章 役員

（役員の構成）

第15条 役員は次の者とします。

- 1 会長（1名）
- 2 副会長（3名以上及び副校長1名）
- 3 書記（1名以上）
- 4 会計（2名及び教職員1名）

（役員の職務）

第16条 会長は会の運営のすべてを統括し、副会長は会長の業務を補佐します。書記は会の運営上で必要となる記録の作成を担当し、会計は会の保有する現金その他の資産について管理し、会計帳簿への記帳と会計報告を作成します。

（役員の選出）

第17条 副会長1名（副校長）及び会計1名（教職員）を除く役員の選出は本校に在籍する子どもの保護者である会員の中から行うものとし、役員に就任することについて自由な意思で了承した会員からの選出を基本とします。詳細については「役員・会計監査・わかばっこリーダー選出に関する細則」に定めます。

- ② 副会長のうち1名は、本校の副校長が選任されるものとします。
- ③ 会計のうち1名は、本校の教職員が選任されるものとします。
- ④ 本条2項に定める副会長並びに本条3項に定める会計を除き、役員の任期は1年とし、その後の再任は1年に限り認められます（連続2年まで）。ただし、特別な理由がある場合は、総会の承認を経て更に1年に限り再任を可能とします。
- ⑤ 同一の会員が複数の役職を兼務することはできません。
- ⑥ 会長以外の役員の定数については、会の活動状況を踏まえ、役員会の審議を経て会長の決定

で増減させることができます。

- ⑦ 年度の途中で会長が職務を遂行することができなくなったときは、役員会の決定により、保護者である会員から選出された副会長から会長代行を選出することができます。その後、総会による採決を経て、前任者の任期が残る期間について、新しい会長を選出することができます。
- ⑧ 年度の途中で会長以外の役員に欠員が生じた場合、運営委員会の採決を経て、前任者の任期が残る期間について、新しい役員を選出することができます。

（役員会）

第18条 役員会は会長、副会長、書記、会計を構成員とし、必要に応じて校長その他の学校関係者が参加することができます。また、会長が必要と認めたときは外部専門家などのアドバイザーを同席させることができます。

- ② 役員会は必要ときに会長が招集し、会の目的の達成のために必要な事項について審議し、決定します。
- ③ 役員会は次の内容を審議し、会長が意見をとりまとめ、決定します。
 - 1 事業計画に基づく活動の実施状況と進捗
 - 2 当年度予算の執行状況
 - 3 会員から要望のあった新しい活動内容の事業化
 - 4 総会に提出する来年度の事業計画並びに予算案
 - 5 総会に提出する重要事項に関する議案
 - 6 規約並びに細則の改定案の作成
 - 7 学校並びに自治体からの要望事項
 - 8 所属団体並びに地域関連団体からの要望事項
 - 9 運営委員会の開催並びに議事の発議に関する事
 - 10 定時総会並びに臨時総会の開催に関する事
 - 11 運営委員（わかばっこリーダー）の選任に関する事
 - 12 その他会の運営に関する重要事項

第9章 運営委員会

（運営委員会の構成）

第19条 運営委員会の構成は次の者としします。

- 1 役員
- 2 校長
- 3 わかばっこリーダー

（わかばっこリーダー）

第20条 わかばっこリーダーは、担当する活動を中心となって企画・運営し、活動ごとに募集するわ

かばっこサポーターを取りまとめ、活動を推進します。また、運営委員会の構成員として運営委員会に参加します。なお、わかばっこリーダーのうち特定の者については、担当する活動の内容により、会長の判断において運営委員会の構成員としないことができます。

- ② わかばっこリーダーの任期は、任命された活動を行う事業年度の末日までとします。
- ③ わかばっこリーダーの選出に関することは、「役員・会計監査・わかばっこリーダー選出に関する細則」に定めます。

（運営委員会）

第21条 運営委員会は年4回を基本として、会長が招集します。ただし、臨時の必要があると会長が認めた場合、運営委員の2分の1以上の要望がある場合又は会員の10分の1以上の要望がある場合は、会長が臨時に招集します。

- ② 運営委員会の議長は会長又は会長が指名した役員が担当します。
- ③ 運営委員会は次の内容を審議します
 - 1 事業計画に基づく活動の進捗状況の報告
 - 2 役員会から発議された事案
 - 3 規約の改定に関する総会への議案の提出
 - 4 細則の改定、制定並びに廃止
 - 5 臨時総会の開催

（運営委員会による採決）

第22条 運営委員会において決議が必要なことについては、運営委員会において審議のうえ、運営委員の過半数が参加し、参加者の過半数の賛成があるときに可決されます。

- ② 採決に際して賛成と反対が同数の場合は、議長の意見により採決が行われます。

第10章 活動

（活動の基本原則）

第23条 本会は、本規約に定めた目的の達成のため、第3条の事業並びに第4条の方針に則り、会員が主体となった活動を自主的に行います。

- ② 活動は原則として当年度の事業計画に基づいて実施されます。
- ③ 前項のほか、会員からの要望がある場合は、役員会による審議を経て、会長の決定により、年度途中でも新たな活動を開始することができます。なお、新たに開始した活動については、次の運営委員会において報告します。
- ④ 活動内容及び運営に関することなどの詳細については「活動細則」に定めます。

第 11 章 会費

（会費の納付義務）

第24条 会員は定められた会費を納付する義務を負います。

- ② 会費の金額は年度単位で定めるものとし、1 家庭について年額 1,800 円とします。ただし、当該年度の活動内容や繰越金等の状況を踏まえ、役員会による審議を経て、会長の決定により 1,800 円未満の金額とすることができます。

（会費の納付方法）

第25条 会費は納付期日までに会が指定する方法により納付していただきます。納付期日並びに納付方法は会長から案内します。

（途中入会並びに退会時の取り扱い）

第26条 転入その他の理由により年度の途中に入会された場合は、その年度の年会費を 12 で除して得た金額に、入会された月から 3 月までの月数を乗じて得た金額（1 円未満の端数切捨て）を納付していただきます。

- ② 転出や退会などの理由により年度の途中で退会された場合、既にその年度の年会費を納付している場合は、その年度の年会費を 12 で除して得た金額に、退会した月の翌月から 3 月までの月数を乗じて得た金額（1 円未満の端数切捨て）を、本会が指定する方法により返金します。なお、規約で定められた方法による退会手続きをされない場合は、返金することができません。
- ③ 年度の途中の入退会に関わる会費の計算は月単位とし、日割りの計算は行いません。

（会費の活用）

第27条 本会は会員からの会費をもって活動資金とします。会費は、一部の活動や関連団体に偏らず、会員全員が恩恵を受けられることに支出することを前提とし、規約で定めること以外についての経費の支出は行いません。

- ② 会費は年度の予算計画に基づき、次のことに使用します。
 - 1 本会の運営のために必要な諸経費
 - 2 本会の積立金
 - 3 今年度の事業計画に基づき行われる活動に必要な諸経費
 - 4 今年度の途中から新たに開始する活動に必要な諸経費
 - 5 本会が契約する各種保険の保険料
 - 6 本会が加盟する関連団体の会費

（その他）

第28条 本会の活動はボランティア活動ですので、会員に対する人件費の支払は行いません。

- ② 本会が特に必要と認める場合は、役員会からの発議に基づき、運営委員会による採決を経て、

会員からの会費を財源として、学校に必要な備品又は記念品を寄贈することができます。ただし、学校の管理運営並びに教育活動において、本来自治体の公費で賄われるべき教育水準の維持に必要となる経費については、本会からの会費の支出は行いません。

第 12 章 会計並びに会計監査

（会計年度）

第29条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とします。

- ② 本会の経費は会員からの会費並びにその他の収入を財源とします。

（会計処理）

第30条 会計は単年度予算を基本としますが、前年度からの繰越金及び当年度の会費収入について、当年度の活動等により使用しなかった余剰金が発生した場合は、翌年度への繰越金とします。また、当年度の会費収入の不足により当年度の活動等の費用を支出できない場合は、その不足額については、前年度からの繰越金をもって充当するものとします。

（会計を担当する役員の職責）

第31条 会計担当の役員は、会費の入金並びに返金、必要経費の精算など、本会の資産の状況について常に把握し、適切な会計処理を行わなければなりません。会計処理全般については会長が監督するものとします。

- ② 会計担当の役員は、本会の資産に関する預金通帳、銀行印及び現金を適切に管理するものとし、預貯金の引き出し並びに振り込み、現金の支払いをする際は、金額に関わらず、その都度会長に用途と金額を報告し、事前に承認を得なければなりません。なお、本会と学校との間で委任契約を締結することにより、預金通帳、銀行印及び現金その他本会の資産の保管に関する業務を学校に委任することができます。
- ③ 会計担当の役員が預貯金の引き出しをする際は、原則として役員2名以上で行うものとします。
- ④ 会員は、いつでも本会の資産状況について情報の開示を求めることができます。
- ⑤ 会長が必要と認めたときは、本会の会計処理について公認会計士又は税理士などの外部専門家に意見を聴くことができます。

（会計監査）

第32条 会計年度の半期ごとに会計監査人による会計監査を行い、定時総会において監査結果を報告します。

- ② 会計監査人は本会会員から合計2名を選出し、総会の採決により選任されます。詳細については「役員・会計監査・わかばっこリーダー選出に関する細則」に定めます。
- ③ 会計監査人は、年度の半期ごとに会計処理について会計監査を行い、その都度監査報告書を作成し、本会に提出しなければなりません。提出された監査報告書は、定時総会において会

員に周知します。

- ④ 会計監査人による監査の結果、適切ではない会計処理が判明した場合は、会計監査人は直ちにその原因を調査し、結果について速やかに会長に報告します。報告を受けた会長は、その事実の確認と関係者からの事情聴取を行い、適切ではない会計処理であることが判明した場合は、会員に対して公表するとともに、会長の責任で適切な対応と再発防止策を講じなければなりません。

第 13 章 個人情報の取り扱い

（個人情報の取り扱いに関する基本原則）

第33条 会員及び本校に在学する子どもの個人情報については、使用用途を明確にしたうえで、会員本人から直接提供を受けることを原則とします。ただし、事前に用途を明確にし、会員本人からの同意を得ることを前提に、学校から活動に必要となる個人情報を本会が取得することがあります。

- ② 本会が保有する個人情報は、本会の運営並びに活動においてのみ使用するものとし、その他の理由のために個人情報を利用することはありません。また、会員本人からの同意を得ることなく、第三者に提供しません。ただし、法令に基づく場合、人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であり、本人の同意を得ることが困難な場合は、この限りではありません。
- ③ 個人情報の取り扱いについての詳細は「個人情報取扱細則」に定めます。

第 14 章 規約の改定

（規約の改定）

第34条 本会の規約は、運営委員会が規約の改定に関する総会への議案の提出を承認した場合、役員会において作成した規約改定案について総会において審議し、規約第 14 条第 1 項の規定に関わらず、会員（委任状による参加者も含む。）の 5 分の 1 以上が参加し、総会の参加者（委任状による参加者も含む。）の 3 分の 2 以上の賛成により改定することができます。

- ② 総会において規約の改定を審議する場合は、会長は総会開催の 2 週間前までに、規約の改定案を会員に周知しなければなりません。
- ③ 規約の改定が行われた場合は、会長はデータ配信等の方法により、速やかに新しい規約を会員に周知するものとします。

第 15 章 細則

（細則の種類と委任）

第35条 本規約に付随して次の細則を定めます。細則に定められた内容については、本規約に反しない限り、その細則が適用されるものとします。

- 1 役員・会計監査・わかばっこリーダー選出に関する細則
 - 2 活動細則
 - 3 個人情報取扱細則
 - 4 施設利用細則
 - 5 損害賠償責任保険及び傷害保険細則
 - 6 その他運営委員会で可決した細則
- ② 細則の内容を改定する場合、新たな細則を制定する場合又は細則を廃止する場合は、役員会の発議に基づき、運営委員会の採決により、改定、制定又は廃止をすることができます。改定、制定又は廃止された細則は、データ配信等の方法により速やかに会員に周知を行うとともに、次期総会で報告を行います。

第 16 章 他団体への所属等

（他団体への所属）

第36条 本会は調布市 PTA 連合会に所属します。

- ② 前項の所属に伴い、本会は調布市 PTA 連合会に対して定められた会費を支払うものとし、その費用は会員からの会費から支出します。
- ③ 会員は、調布市 PTA 連合会が実施する各種活動に参加し、または提供されるサービスを利用することができます。
- ④ 本会が調布市 PTA 連合会をはじめとする PTA に関連する各団体に所属し、又は脱退する場合は、役員会からの発議に基づき、運営委員会による採決を必要とします。ただし、会費の支払が伴う新たな所属の場合は、総会による採決を必要とします。

（行政機関等への協力）

第37条 本会は国、自治体並びに本校の所在する地域並びに近隣において活動する諸団体と連携し、本会の目的、事業並びに方針に沿った活動並びに協力を行うことができます。

第 17 章 附則

（附則）

第38条 本規約は令和7年3月1日に改定し、施行します。

平成 10 年 一部改定
平成 17 年 一部改定
平成 27 年 一部改定
平成 30 年 一部改定
令和 7 年 全面改定

役員・会計監査・わかばっこリーダー選出に関する細則

（基本原則）

第1条 この細則は、規約第17条、第20条並びに第32条に基づき、本会の役員、会計監査並びにわかばっこリーダーの選出に関することを詳細に定めるものです。

- ② 役員、会計監査並びにわかばっこリーダーの選出については、規約第4条の方針に即して、強制的な選出は行わず、会員本人の自由な意思に基づいて選任するものとします。

（役員の種類と人数）

第2条 役員は、会長、副会長、書記、会計の職務とし、それぞれ以下の人数を選任します。

- 1 会長（1名）
- 2 副会長（3名以上） ※副会長1名（副校長）を除く
- 3 書記（1名以上）
- 4 会計（2名） ※会計1名（教職員）を除く

- ② 前項にかかわらず、会長以外の役員については規約第17条第6項に基づき、定数を増減することがあります。

（役員の要件）

第3条 役員（学校関係者から選任される者は除く。）は本校に在籍する子どもの保護者である会員のうち、本会の目的並びに方針を理解し、役員としての職務を遂行するための必要な時間を提供できる方とします。

- ② これまでの役員の経験や会員としての活動の参加の実績などは問いません。ただし、規約第17条第4項に基づき、前年度から引き続き再任された役員（連続2年の役員選任者）は、総会の承認を経た場合を除き、次年度の役員になることができません。
- ③ 役員に選出された会員は、本会の運営を滞りなく執り行うため、学校と協力し、誠実に、誠意をもってその職務を遂行しなければなりません。

（役員候補者の選出方法）

第4条 毎年秋頃に、会長からすべての会員に対して次年度の役員候補者の選出に関する公募のお知らせをします。

- ② 役員候補者の選出に際し、会長は、会員から次の事項に関する希望の届け出を受けます。
 - 1 役員に立候補する（希望する職務）
 - 2 他に役員になる会員がいないときは役員になれる
 - 3 諸事情のため役員になれない
- ③ 第2項により届出を受けた内容に基づき、「役員に立候補する」と届け出た会員が、優先的に役員候補者に選出されます。ただし、同一の役職の立候補者が定数を超える場合は、別の役職に変更していただくなどの調整を行います。

- ④ 前項の選出を実施した結果、なお役員候補者の数が定数に満たない場合は、「他に役員になる会員がいなるときは役員になれる」と届け出た会員を対象に、抽選などの公平な手段をもって役員候補者を選出するものとします。
- ⑤ 本条により役員候補者の選出を行ったものの、希望者等が著しく不足するなどの理由により、定期総会の期日までに役員選任に関する議案の提出が困難な場合は、前年度の役員の任期を暫定的に延長するものとし、前年度の役員は、引き続き、役員の選出のための必要な事務処理を行うものとします。
- ⑥ 本条第2項に定めた「諸事情のため」とは会員の個人的な事情とし、本会はその事情に関する情報提供を求めるなどの行為は一切行いません。
- ⑦ 本会の役員候補者の選出は、会員本人の自由な意思を優先とします。会員は役員候補者に選出される過程において、いつでも辞退の申し出をすることができます。
- ⑧ 本条の役員候補者の選出に関する事務は、役員選出事業を担当する会員が中心となって行います。ただし、役員選出事業を担当する会員が役員に立候補する場合その他役員候補者になる場合は、公平を期すため、それ以降その会員は役員選出に関する事務作業に携わることができません。

（役員の選任）

- 第5条 前条により選出された役員候補者は、規約に基づき、定期総会において、役員選任に関する議案の採決を経て正式に役員に選任されます。新たな役員が決定した場合は、速やかに会員に向けて周知を行います。
- ② 定時総会において役員選任に関する議案が否決された場合は、前年度の役員の任期を暫定的に延長するものとし、前年度の役員は、引き続き、役員の選出のための必要な事務処理を行うものとします。

（会計監査人候補者の選出と選任）

- 第6条 会計監査人は定数2名とし、会計監査人候補者の選出は、本細則に規定する役員候補者の選出と同様に行うものとします。なお、会計監査人は役員を兼任することはできません。
- ② 会計監査人候補者は、規約に基づき、定時総会において、会計監査人選任に関する議案の採決を経て正式に会計監査人に選任します。新たな会計監査人が決定した場合は、速やかに会員に向けて周知を行います。
 - ③ 定時総会において会計監査人選任に関する議案が否決された場合は、新年度の役員（役員選任に関する議案が否決された場合は前年度の役員）は、引き続き、会計監査人の選出のための必要な事務処理を行うものとします。

（わかばっこリーダーの選出方法）

- 第7条 毎年秋頃に、会長からすべての会員に対して次年度のわかばっこリーダーの選出に関する公募のお知らせをします。
- ② わかばっこリーダーの選出に際し、会長は、会員から次の事項に関する希望の届け出を受け

ます。

1 わかばっこリーダーに立候補する（希望する職務）

2 他にわかばっこリーダーになる会員がいないときはわかばっこリーダーになれる

3 諸事情のためわかばっこリーダーになれない

③ 第2項により届出を受けた内容に基づき、「わかばっこリーダーに立候補する」と届け出た会員が、優先的にわかばっこリーダーに選出されます。ただし、同一の職務の立候補者が多数にわたる場合は、別の職務に変更していただくなどの調整を行います。

④ 本条による公募の結果、わかばっこリーダーに立候補した会員の数が募集人数に満たない場合は、「他にわかばっこリーダーになる会員がいないときはわかばっこリーダーになれる」と回答した会員を対象に、抽選などの公平な手段をもってわかばっこリーダー候補者を選出するものとします。

⑤ わかばっこリーダーの選出は、会員本人の自由な意思を優先とします。会員はわかばっこリーダーに選出される過程において、いつでも辞退の申し出をすることができます。

（わかばっこリーダーの選任）

第8条 前条によりわかばっこリーダーに選出された会員に対して、公募をした年度の会長がわかばっこリーダーを任命します。

② 会長は会の活動状況を踏まえ、年度の途中において、わかばっこリーダーを追加公募並びに任命することができます。

（その他）

第9条 役員、会計監査並びにわかばっこリーダーの選出について、本細則に定めのないことは、規約に定められた方針に基づき、その都度役員会の協議により決定するものとします。

（附則）

第10条 この細則は、令和7年3月1日から施行します。

活動細則

（基本原則）

第1条 この細則は、規約第23条に基づき、本会の活動について定めるものです。

- ② 本会の活動は、規約第4条の方針に基づき、会員の任意参加による自主的な活動を主体とすることを基本とします。

（事業の構成）

第2条 本会の活動は当年度の事業計画に基づき、次の内容に区分して実施します。

- 1 子どもの安全・安心に関する事業
- 2 学校活動に協力する事業
- 3 会員の親睦を深めるための事業
- 4 イベント事業
- 5 役員選出事業
- 6 卒業対策事業
- 7 同好会に関する事業
- 8 その他、本会の目的と方針に沿う事業

（子どもの安全・安心に関する事業）

第3条 子どもの安全・安心に関する事業では、学内及び地域において、子どもが様々な危険にさらされることなく、またその成長の過程において保護者も子どもも不安を抱えることなく、安全に健やかに成長してもらうために、会員が主体となって活動を行います。

（学校活動に協力する事業）

第4条 学校活動に協力する事業では、学校主体の行事の運営について学校から本会に協力の要請があった場合、子どもたちがその行事に楽しく参加できることを目的として、行事が安全で円滑に進むように運営のサポートをしていく活動を行います。

（会員の親睦を深めるための事業）

第5条 会員の親睦を深めるための事業では、会員同士におけるコミュニケーションの場を作り、相互の親睦を深めることで、会員が公立学校教育に対する理解を深め、充実した PTA 活動を行うことができるようにサポートしていきます。

（イベント事業）

第6条 イベント事業では、地域の住民や関係団体などと連携し、子どもの成長や親子で楽しい時間をすごすためのイベントの開催などを通じて、会員や子どもたちが楽しみながら成長し、教養を身につけるための活動をしていきます。

（役員選出事業）

第7条 役員選出事業では、規約並びに役員選出に関する細則に基づき、役員候補者の選出が公平に、かつ、円滑に行われるよう、準備や情報発信その他、役員選出に必要な運営全般に関する活動を行います。

（卒業対策事業）

第8条 卒業対策事業では、本校児童の卒業に関わる本会主催の行事その他の活動に関する企画並びに運営をすることを目的とし、原則として本校第6学年の児童の保護者である会員が活動を行います。

（同好会に関する事業）

第9条 同好会に関する事業では、会員の教養文化の向上及び健康増進などを目的とした同好会を本会が設置し、その運営に関する活動を行います。

- ② 同好会を設置する場合は、その同好会に所属する会員が原則5名以上いるときに限り認めます。設置された同好会の責任者は、会長に対して、毎年度の当初に所属する会員の名簿の提出をしなければなりません。
- ③ 設置された同好会の責任者は、運営委員会の開催に合わせて、同好会の活動に関する報告書の提出をしなければなりません。

（その他の活動）

第10条 前条までに規定された事業のほか、本会は規約に定められた目的並びに方針に沿った活動を行うことができます。

- ② 会員は、本会の目的並びに方針に沿った、新たな活動の実施を本会に提案することができます。新たな活動の実施を希望する会員は、具体的な内容（活動内容、実施時期、対象者、必要となる人員数、予算計画など）を取りまとめ、役員に提案します。
- ③ 前項の提案があった場合、役員会においてその内容を審議し、本会の目的並びに方針に沿ったものであり、かつ、事業の内容に無理がなく、現実的に実施可能である場合、会長の判断においてその活動を承認することができます。ただし、活動に予算が必要となる場合は、今年度の予算計画で予定している予算の範囲内での実施に限ります。
- ④ 前項の活動が承認された場合、会長は、原則として提案者である会員をわかばっこリーダーに選任します。また、役員会及び運営委員会は、新たな活動の実施のためのサポートを行います。

（わかばっこサポーター）

第11条 本会の活動に携わり、わかばっこリーダーと共に活動を推進する会員を「わかばっこサポーター」といいます。

- ② わかばっこサポーターは、原則として活動の実施に際して、事前に所定の方法により必要な

人数を公募します。活動参加を希望する会員は、公募されたわかばっこサポーターに応募し、自由に活動に参加することができます。また、同時に複数の活動に参加することができます。

- ③ わかばっこサポーターは会長が任命し、その任期は、その事業年度内における活動の実施期間とします。
- ④ わかばっこサポーターとしての活動は、会員が任意に参加するものであり、活動の参加を希望しない会員に持ち回りで参加してもらうものではありません。
- ⑤ 事業計画に基づく活動であっても、公募により必要となるわかばっこサポーターの人数が集まらない場合は、役員会の審議を経て、会長の判断によりその事業を行わないことがあります。なお、学校活動に協力する事業について、その事業の実施の判断について学校と協議が必要となる場合は、その都度、役員が学校関係者と協議を行います。

（その他）

第12条 本会の活動に関して、この細則に定めのないことについては役員会において協議のうえ、会長が決定するものとします。

（附則）

第13条 この細則は、令和7年3月1日から施行します。

個人情報取扱細則

（目的）

第1条 この細則では、本会が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、役員名簿、会員名簿などの個人情報、行事などの記録や写真及びその他の個人情報データベース（以下、「個人情報データベース」という。）の取扱いについて定めます。

（責務）

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、本会の活動において個人情報の保護に努めます。

（管理者）

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、会長とします。

（取扱者）

第4条 本会における個人情報データベース取扱者は、役員、会計監査、わかばっこリーダー及び本会が個人情報データベースの取り扱いを許可したわかばっこサポーターとします。

（秘密保持義務）

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、活動のうえで知りうることであった個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはなりません。その職を退いた後も同様とします。

（個人情報の収集方法）

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人（子どもの場合は保護者）に明示し、必要最小限度の範囲内で、適切な方法により収集します。なお、利用目的並びに個人情報の内容を事前に明示し、本人（子どもの場合は保護者）の同意を得た場合は、学校から個人情報を取得することがあります。

（個人情報の利用）

第7条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行います。

- 1 会費の集金業務、管理業務
- 2 本会からの文書の送付、情報の送信
- 3 役員・運営委員・会計監査・会員の名簿の作成
- 4 本会の活動に必要な名簿の作成
- 5 本会の活動の円滑な実施

6 役員等の選出に関する活動

（利用目的による制限）

第8条 本会は、あらかじめ本人（子どもの場合は保護者）の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってははいけません。

（管理）

第9条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、その取り扱いに十分注意し、適正に管理します。また、不要となった個人情報は適正かつ速やかに廃棄するものとします。

（保管及び持ち出し等）

第10条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管しなければなりません。また、保管場所から持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行わなければなりません。

- ② 管理者又は取扱者は、適切な対策がとられた電子機器等についてのみ個人情報を取り扱うことができます。適切な対策が取られてない電子機器等により当会の個人情報データベース、個人データを取り扱ってはなりません。
- ③ 個人情報が記録された電子機器等、外付けハードディスクドライブ、書面等については、保管及び持ち出しの際に、紛失又は盗難されないように十分に注意しなければなりません。また、ファイルにかけたパスワード、個人情報が記録されたサイトへのログインID・パスワードについては、その運用と管理に十分に注意をしなければなりません。

（第三者提供の制限）

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはなりません。

- 1 法令に基づく場合
- 2 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- 3 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
- 4 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

（第三者提供に係る記録の作成等）

第12条 本会は、個人情報を第三者（第11条第1号から第4号の場合を除く。）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存します。

- 1 第三者の氏名
- 2 提供する対象者の氏名
- 3 提供する情報の項目

4 対象者の同意

（第三者提供を受ける際の確認等）

第13条 第三者から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存します。

- 1 第三者の氏名
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供を受ける対象者の氏名
- 4 提供を受ける情報の項目
- 5 対象者の同意

（情報の開示）

第14条 本会は、本人（子どもの場合は保護者）から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じます。

（漏えい時等の対応）

第15条 個人情報データベースを漏えい（紛失を含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告しなければなりません。管理者は、法令ならびに国が定めるガイドラインに基づき適切な対応を行うものとします。

（研修）

第16条 本会は、役員・運営委員その他個人情報を取り扱う者に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとします。

（苦情の処理）

第17条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努めます。

（その他）

第18条 本細則に定めるもののほか、個人情報の取扱いに関して必要な事項については役員会において協議のうえ、会長が決定するものとします。

（附則）

第19条 この細則は、令和7年3月1日より施行します。

施設利用細則

（目的）

第1条 この細則では、本会の活動において学校施設（会議室やコピー機など）及び学校外の施設を利用する際の注意事項など、必要な事項を定めます。

（学校施設等の利用）

第2条 本会の活動においては、本会が定めた「施設利用に関するお知らせ」に記載された内容に基づき、学校施設を利用することができます。

- ② 学校施設は、学校における教育活動に支障のない範囲で利用するものとし、事前の予約や施錠、身分証の掲示等については「施設利用に関するお知らせ」の記載内容を遵守してください。
- ③ 学校並びに本会が所有する備品を使用する場合は、適切な用途に基づいて使用するものとし、丁寧に、無駄のないように使用してください。
- ④ 学校施設並びに本会が所有する備品を利用した後は、整理整頓し、電源の切り忘れなどに注意し、施錠が必要な場合は確実に施錠してください。
- ⑤ 許可なく学校施設を利用しないこと、学校内における火器の使用はしないことなど、学校が定める施設利用に関する事項を遵守してください。

（学校外における施設の利用）

第3条 本会の活動を行うため、学校外における施設（公民館など）を利用する際は、利用者の責任において、当該施設の利用規約を遵守して、適切に利用してください。

- ② 会員間の打ち合わせなどは、喫茶店やレストランなど、飲食代等がかかる施設の利用は避けるなど、参加する会員に費用負担が生じないように配慮してください。
- ③ 活動に際して、有料の会議室などの利用が必要な場合は、事前に本会の役員に相談してください。予算計画に基づき可能な範囲で、会長が利用を許可します。

（その他）

第4条 本細則に定めるもののほか、施設の利用に関して必要な事項については、学校関係者及び役員会において協議のうえ、会長が決定するものとします。

（附則）

第5条 この細則は、令和7年3月1日より施行します。

損害賠償責任保険及び傷害保険細則

（目的）

第1条 この細則は、本会が加入する PTA 損害賠償責任保険及び傷害保険（以下、「保険」という。）の運用について定めるものです。

（PTA 損害賠償責任保険について）

第2条 本会が加入する PTA 損害賠償責任保険は、本会の管理下における活動において、本会が法律上の損害賠償責任を有する損害について、保険金が支払われることにより、その賠償責任を免責するための保険です。

- ② 保険の適用において、保険金の支払対象となる活動並びに事故等の詳細については、加入する保険の約款に基づきます。

（傷害保険について）

第3条 本会が加入する傷害保険は、本会の管理下における活動その他加入する保険の約款に定められた場合において、行事参加者に生じた傷害等、施設利用中の事故における傷害等に対して、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金その他の保険金を支払うための保険です。

- ② 保険の適用において、保険金の支払対象となる活動並びに事故等の詳細については、加入する保険の約款に基づきます。

（保険金の種類と金額）

第4条 保険が適用される場合の保険金の種類と金額については、加入する保険の内容に基づき、会員が本会に入会するとき及び保険内容が変更されたときに、本会から会員に案内します。

（保険料の支払）

第5条 保険の加入に伴う保険料は、本会の PTA 会費から支出するものとします。

（事故等の報告）

第6条 保険の適用となる事故等が生じた場合は、別途本会から会員に案内した方法に基づき、速やかに報告してください。

（その他）

第7条 本細則に定めるもののほか、損害賠償責任保険及び傷害保険の運用に関する必要な事項については、役員会において協議のうえ、会長が決定するものとします。

（附則）

第8条 この細則は、令和7年3月1日より施行します。

インターネット及びアプリ等の利用に関する細則

（目的）

第1条 この細則は、本会における活動にインターネットやアプリ等を利用する場合のルールを定めたものです。

（インターネットやアプリ等の利用に関する注意事項）

第2条 本会の活動においてインターネットやアプリ等を利用する際は、会員は次の事項を遵守してください。

- 1 本会の活動においてインターネットを利用する場合、インターネットにアクセスする個人所有の機器は、情報漏えいの防止のため、セキュリティソフトをインストールしているなど、適切なセキュリティ対策を行った機器に限ります。
- 2 USB 外付けハードディスクなど、外部の記録媒体に保存されたデータを利用する場合は、データを開く前にセキュリティチェックを行うなど、ウイルス感染の防止に努めてください。
- 3 ホームページやブログ、SNS など、不特定多数の方が閲覧できるサイトに本人の許可なく個人情報（文字や写真、音声など）を掲載しないなど、個人情報の漏えいや肖像権の侵害に十分注意してください。
- 4 活動に使用する資料作成などにおいて、WEB 上で公開されている写真や画像データ等を利用する場合、著作権侵害にならないように注意してください。
- 5 活動において複数の方に一斉メール送信する場合などは、送信先のアドレスをBCCとするなど、送信先の個人のメールアドレスが閲覧できる状態にならないように配慮してください。メールアドレスなどの個人情報の取り扱いについては、個人情報取扱細則によります。
- 6 メールなどを利用した会員間の活動に関するやり取りにおいて、特定の個人を誹謗中傷する発言や記載等をする事は、思わぬトラブルに発展する可能性がありますので、そのような発言や記載等をしないようにしてください。
- 7 送信先の相手が常時閲覧が可能な方法により連絡等を行う場合は、深夜の時間帯に送信しないなど、送信者は必要な配慮をしてください。
- 8 Google ドライブなどのクラウドストレージを活動のために利用する場合及びGmailなどのオンラインメールアドレスを活動のために利用する場合は、ログイン ID とパスワードの管理、更新等を適切に行ってください。また、担当する活動が終了した場合など、そのクラウドストレージやオンラインメールアドレスを利用しなくなった場合は、速やかに利用している機器から設定を削除してください。
- 9 上記のほか、本会から発出するインターネットやアプリ等の利用に関する注意事項に、十分注意するようにしてください。

（アプリの利用）

第3条 本会の活動に際し、以下の事項について特定のアプリを利用することがあります。

- 1 本会から会員への情報発信
 - 2 本会の活動に関する会員からの情報収集
 - 3 その他、本会の活動に関すること
- ② 会員は、本会が指定した特定のアプリを、可能な範囲で個人の機器にインストールして活用してください。ただし、特定のアプリを利用する環境がないなどアプリの利用ができない場合は、別の方法による情報発信等を可能な範囲で行いますので、本会まで連絡してください。
- ③ アプリに関する不具合や利用機器等に損害等が発生した場合の責任は、アプリ提供元の利用規約によるものとします。本会においては一切の責任は負いません。

（その他）

第4条 本細則に定めるもののほか、インターネット及びアプリ等の利用に関して必要な事項については役員会において協議のうえ、会長が決定するものとします。

（附則）

第5条 この細則は、令和7年5月1日より施行します。

〔規約改定履歴〕

令和 7 年 3 月 1 日 全面改定

〔細則改定履歴〕

令和 7 年 3 月 1 日 次の細則を制定

- ・役員・会計監査・わかばっこリーダー選出に関する細則
- ・活動細則
- ・個人情報取扱細則
- ・施設利用細則
- ・損害賠償責任保険及び傷害保険細則

令和 7 年 5 月 1 日 インターネット及びアプリ等の利用に関する細則を制定